

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 128
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

ベースアップ評価料 8月中に必要な2つの報告

- ①令和7年度分の賃金改善実績報告書
- ②令和8年度分の賃金改善中間報告書

様式の解説動画、記入例を鳥取県保険医協会で公開
当会の先生方もお覧になれます

鳥取県保険医協会HP トップページ ⇒ 「トピックス」

⇒ 「令和8年8月 ベースアップ評価料の実績報告について」

ベースアップ評価料を届出・算定している医療機関は、標記①②について8月31日までに
中国四国厚生局鳥取事務所への報告（エクセルファイルをメールで送信）が必要です。

協会では各報告書の作成方法の解説動画と記入例などの資料をホームページにアップしました
ので、ご案内いたします（要パスワード）。

視聴方法は下記の通りです。

鳥取県保険医協会HP トピックス

『令和8年8月 ベースアップ評価料の実績報告について』

動画視聴や記入例の入手にはパスワード入力が必要です

パスワード：202606

（半角）



ご不明な点は協会事務局までお問い合わせください。